

議会改革推進会議会議録

令和8年3月26日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 令和8年3月26日(木) 午後1時53分～午後1時59分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員

会 長	岡 本 公 秀		
副 会 長	森 英 之		
	古 田 吉 昭	櫻 木 善 仁	深 水 隆 司
	草 川 卓 也	中 島 雅 代	今 岡 翔 平
	高 島 真	新 秀 隆	豊 田 恵 理
	福 沢 美由紀	森 美和子	鈴 木 達 夫
	伊 藤 彦太郎	服 部 孝 規	櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局

議会事務局長	大 泉 明 彦	議事調査課長	新 山 さおり
書記	西 口 幸 伸	書記	山 北 康 仁
- 6 案 件
 1. 議会の情報化について(検討課題49)
 2. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時53分 開 会

○会長（岡本公秀君） それでは、おそろいですので、ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

まず議題についてですが、議会の情報化についてです。

検討課題の49番、令和6年6月の地方自治法の改正等に伴い、各自治体の執行機関等においてサイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、公表することが義務づけられることとなりました。本日は、検討部会で亀山市議会情報セキュリティ基本方針の案を作成しましたので、3月9日の検討部会での検討結果について部会長より説明をいただきます。

福沢部会長。

○議員（福沢美由紀君） 本日は、検討課題カルテ49．議会の情報化について説明いたします。お疲れのところすみません、この4月1日に施行ということで大変急いでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明の後、これらの内容について会長にお諮りいただきたいと思います。

先ほど会長からもありましたように、亀山市議会情報セキュリティ基本方針（案）を作成いたしました。資料1は制定の背景及び趣旨等、資料2は基本方針（案）となりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

また、これに伴い、検討課題カルテ49．議会の情報化について、既に完了している検討課題カルテ36．議会の情報化、複数ありましたので内容を復活して、追記の上検討いたしました。

資料1に沿って説明します。

まず制定の背景及び趣旨でございます。

近年増大するサイバー攻撃やセキュリティ対策の不備など、こうした脅威の増大を踏まえ、地方自治法が改正され、各自治体の執行機関等において、これらの脅威に対する方針を策定し、公表することが義務づけられることになりました。これについては、議会についても同様に策定が求められています。これまで本市議会では、タブレット端末等の利用や情報管理に当たっては、市長部局が定める基準に準じた運用を行ってきましたが、今回の法改正の趣旨や議会の独立性を踏まえ、3月9日の検討部会において、議会独自の亀山市議会情報セキュリティ基本方針を新たに制定することを協議いたしました。

次に、基本方針の内容でございます。

まず第1条から第3条関係として、（1）目的、定義及び対象とする脅威について、議員が職務上取り扱うタブレット端末等の情報資産の保護などについて定めます。

次に第4条関係として、（2）適用範囲について、本方針は議員に対して適用することを定めます。なお、議会事務局職員については、原則として市長が定める方針などの例によることとします。

次に第5条、第6条関係として、（3）基本原則及び実施体制について、議員は、情報資産を職務遂行の基盤として認識し、適正な管理とルールへの遵守に努めることや、最高責任者として議長をもって充てることなどを定めます。

次に第7条、第8条関係として、（4）情報資産の管理及び遵守事項について、情報資産の紛失や漏えい等を防止するための対策を総合的に実施することなどを定めます。

次に第9条関係として、（5）事故等への対応について、議員は、情報資産に係る事故等を認知し

たときは、直ちに議会事務局を通じて最高責任者に報告しなければならないことなどを定めます。

次に第10条、第11条関係として、(6)点検及び見直し等について、最高責任者は、本方針の運用状況について定期的に点検を行い、継続的な見直しを行うことなどを定めます。

最後に、その他でございますが、施行日は法の施行日である令和8年4月1日とします。

以上で説明を終わります。

○会長（岡本公秀君） ありがとうございます。

福沢部会長の報告は終わりました。

何か確認したいこととか意見等がございましたら発言をお願いいたします。

特にご意見、確認したいこと等はございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（岡本公秀君） ないようですので、それでは皆さんにお諮りします。

議会の情報化については、検討課題49ですけど、先ほどの福沢部会長の報告のように決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（岡本公秀君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次、2のその他の項です。

本日の案件は以上ですが、ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（岡本公秀君） ほかになければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。

午後1時59分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 26 日

会長 岡 本 公 秀